

厚生労働省令第三百三十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 第一項から前項までの規定は、前条第四項の規定による登録の更新について準用する。

第三条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、厚生労働大臣が別に定める軽微な変更については適用しない。この場合において、当該

変更を行った登録試験検査機関は、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 休止し、又は廃止しようとする事業所の名称及び所在地

附 則

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。